

28 日 獣 発 第 293 号

平成 29 年 2 月 14 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策の強化及び徹底について

このことについて、「高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策の強化及び徹底について」（平成 29 年 2 月 1 日付け 28 消安第 4814 号）をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、昨年 11 月から本年 1 月にかけて高病原性鳥インフルエンザが発生したこと、また全国的に野鳥等でも同ウイルスが確認されており、いっどこにおいても本病が発生するおそれがあることを踏まえ、家きん飼養者に対し引き続き厳重な警戒を呼びかけるとともに、関係者への発生予防対策に係る助言・指導を依頼する旨、都道府県知事あて通知したことについて本会会員への周知が依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

<p>本件内容の問合せ先 <u>公益社団法人</u> <u>日本獣医師会：事業担当 福田</u> <u>TEL 03-3475-1601</u></p>
--

28消安第4814号
平成29年2月1日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策の強化及び徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

28消安第4814号
平成29年2月1日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策の強化及び徹底について

本年1月30日に、「食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第62回家きん疾病小委員会」及び「平成28年度冬季に発生した高病原性鳥インフルエンザに係る疫学調査チーム第1回検討会」を開催し、昨年11月から本年1月にかけて発生した高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の事例について、現地調査、分離されたウイルスの特徴等に基づき、感染経路の究明に向けた検討及び本病の発生予防対策の強化・徹底について検討を行いました。

これまで、本病の発生確認に伴い、家きん飼養者に対する発生予防対策の助言・指導、早期発見及び早期通報の徹底、さらには、万一発生が確認された場合の迅速かつ的確な初動対応の徹底をお願いしてきたところです。全国的に野鳥等でも本病のウイルスが確認されており、いづどこにおいても、本病が発生するおそれがあることから、家きん飼養者に対し、引き続き、日頃から異状の早期発見・早期通報も含めた厳重な警戒を要請するとともに、発生予防対策として、特に下記について助言・指導方お願いします。なお、助言・指導に当たっては、別添資料も御活用ください。

記

1. 野鳥、ねずみ等の野生動物対策の徹底が重要であり、小型の野生動物が家きん舎の外部から侵入し得る経路がないかといった点検に加え、野生動物を家きん舎近くに寄せ付けない対策も重要である。家きん舎周辺の整理・整頓（家きん舎周辺に野生動物の隠れ場所となる物品は置かないことや、家きん舎周辺の草刈り）、周辺の樹木の枝が家きん舎まで伸びている場合にはその剪定といった取組も効果的である。
2. また、本病のウイルスが人や車両を介して農場内に、さらには、家きん舎内に持ち込まれることを防止する観点から、車両については農場の出入口で入念に消毒を行い、家きん舎に入る者については、特に手指及び長靴の消毒、家きん舎専用の衣服及び長靴の使用を徹底させる必要がある。これらの措置については、その実効性を確保するためにも、例外を作らず（どんな場合でも確実に実施する。）、衣服や長靴の定期的な洗濯・洗浄、記帳により習慣付けるといった取組が重要である。

家きん飼養者の皆様へ

国内の家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生しています。本病に対する厳重な警戒をお願いします。予防対策として、特に以下の点の点検・確認をお願いします。

(点検・確認事項)

- 野鳥、ねずみなどの野生動物対策として、
 - ・野鳥などの野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネットなどの設置とその破損
 - ・家きん舎の扉、壁、屋根、床などの破損や隙間
 - ・集卵コンベアや除糞ベルトと家きん舎の壁の間の隙間など、小型の野生動物が家きん舎の外部から侵入しうる経路がないように、家きん舎の内部及び外部から詳細に点検・修繕してください。

- 野生動物を家きん舎近くに寄せ付けないように、
 - ・死亡家きんを家きん舎内に保管しない
 - ・家きん舎周辺の清掃、整理・整頓 (周辺の草刈りなど)
 - ・家きん舎近くまで伸びている樹木の枝の剪定などの対策を行ってください。

- 車両は農場の出入口で入念に消毒し、家きん舎に入る者は、特に手指、衣服及び長靴の消毒を徹底してください。
(消毒などの措置は、例外を作らずに必ず実施する、記帳により習慣付けるといった取組が重要です。)

- これまで以上に念入りに、飼養家きんの毎日の健康観察を行ってください。死亡数が増えた、元気がなくなった、産卵率が低下したといった家きんが増えたなどの異状を見つけた場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください。

発生予防対策の重要ポイント

農場内に入る車両は、
例外なく消毒しているか。



確実な車両消毒の実施

農場外

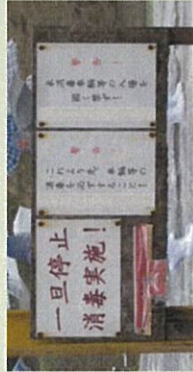


壁や床の破損がないか(外の
光が漏れている所は要注意)

防鳥ネットの破れがないか



農場内



看板やゲートの設置

小型の野生動物が
侵入し得る経路がないか。

家きん舎内に入る人・
物(長靴、衣服など)は、
例外なく消毒を実施し
ているか。



踏込消毒槽の設置・消毒液の交換
衣服や長靴の更衣・履替え

家きん舎



排水溝等からの侵入防止
対策(鉄格子の設置)

集卵用コンベアや除糞ベルトの
開口部の隙間対策。(写真は、
稼働時以外はカバーを設置し、
隙間をなくしている事例。)



野鳥の休息・避難場所や
小動物の移動経路となる
樹木や藪がないか



野生動物が隠れる場
所を作らないように整
理された鶏舎周辺

家きん舎周辺は野生動物を寄せ付けない
よう、整理・整頓しているか。